

山口県特定給食施設等指導実施要領

(目的)

第 1 条 この要領は、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号。以下「法」という。）及び山口県特定給食施設等指導要綱に基づき、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設（以下「給食施設」という。）の指導に関し必要な事項を定め、施設管理者及び給食関係者等に対し、適切な指導・支援を行い、喫食者の栄養改善に努めることにより、県民の栄養状態の改善及び健康増進に資することを目的とする。

(実施主体)

第 2 条 実施主体は、山口県とする。

(指導対象者)

第 3 条 指導対象者は、給食施設の施設管理者、給食管理者、管理栄養士・栄養士、調理師等給食関係者とする。

(指導及び支援)

第 4 条 給食施設に対し必要な指導及び支援を行う場合は、各保健所に所属する栄養指導員が、法第 18 条第 1 項第 2 号の定めるところにより、これを行うものとする。

(特定給食施設等栄養管理状況報告書)

第 5 条 保健所長は、当該管内に所在地がある特定給食施設及びその他給食施設の管理者に対し、特定給食施設等栄養管理状況報告書（別紙様式）により、毎年 11 月分の施設の給食の実施状況について、12 月 15 日までに報告を求めるものとする。

2 当分の間、特定給食施設等栄養管理状況報告書をもって、山口県健康増進法施行細則（平成 15 年規則第 65 号）に定める栄養報告書に代えるものとする。

3 提出された報告書については、的確に評価を行い、栄養管理状況の実態やその改善状況としてとりまとめ、各施設への還元や指導・支援に活用する。

(指導計画)

第 6 条 栄養指導員は、給食施設の指導にあたっては指導目標を掲げ、次に掲げる各号に留意し、年間の指導計画書を作成し、計画的に実施するものとする。

一 栄養管理上指導の必要性の高い給食施設に対して重点的に行うこと

二 計画的な個別指導（巡回指導等）を行うとともに、必要に応じて集団指導を行うこと

(指導票の通知)

第 7 条 栄養指導員が、法第 18 条第 1 項第 2 号の規定による指導を行ったときは、指導票（別紙様式）を当該施設の管理者に交付するものとする。

(評価)

第8条 県は、年間の給食施設指導状況を取りまとめ、栄養管理の状況について分析・評価を行うものとする。

2 評価結果に基づき、課題解決を効率的・効果的に行うため、指導計画の改善を図るものとする。

3 本庁は、県内及び各管内の状況を的確に評価するため、評価会議を年1回開催するものとする。

附則

この要領は、平成27年3月30日から施行する。

この要領は、平成29年3月31日から施行する。

この要領は、令和7年3月24日から施行する。